

栃木県高齢者支援計画「はつらっプラン 21（九期計画）」骨子（案）

第 I 部 総論

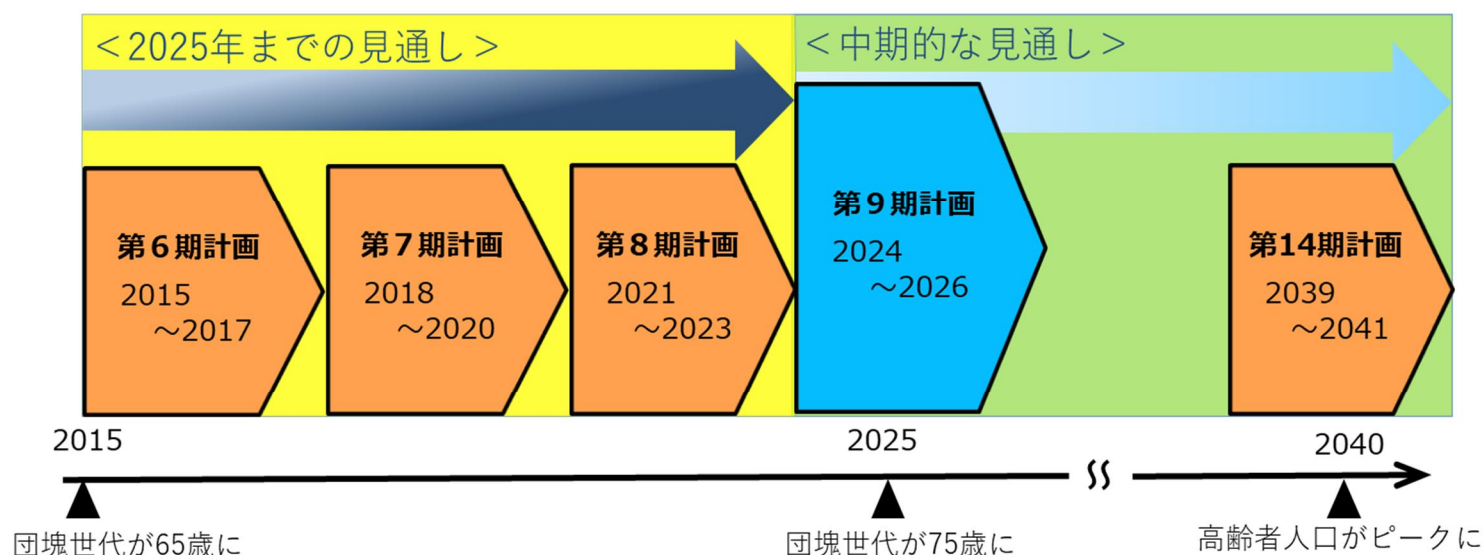
1 計画策定の趣旨

・ 計画期間中に団塊世代が 75 歳以上となる 2025 年を迎え、今後いわゆる団塊ジュニアが 65 歳以上となり、高齢人口がピークを迎える 2040 年を見通すと、85 歳以上人口が急増し、医療・介護双方のニーズのある要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口が急減することが見込まれていることから、中期的な目標として県及び市町が目指す高齢者支援施策の方向性を示す。

2 計画の位置づけ

- ・ 老人福祉法に基づく「老人福祉計画」と併せ介護保険法に基づく「介護保険事業支援計画」として位置づけ
- ・ 栃木県重点戦略「とちぎ未来創造プラン」及び各関連計画（栃木県保健医療計画、栃木県地域福祉支援計画等）と調和のとれた計画策定
- ・ 市町が策定する介護保険事業計画との整合性確保

3 計画期間



- ・ 令和 6（2024）年度から令和 8（2026）年度まで（3年間）

4 高齢者福祉圏域

- ・保健・医療・福祉の連携を図る観点から「栃木県保健医療計画」における二次保健医療圏と同一に設定

5 高齢者人口等の現状と将来推計

(1) 現状

- ① 高齢者人口
- ② 要支援・要介護認定者数
- ③ 介護サービスの利用者数

(2) 将来推計 ※2040年までの推計

- ① 高齢者人口
- ② 要支援・要介護認定者数
- ③ 認知症高齢者数
- ④ 高齢者単独・夫婦のみ世帯数

6 計画の基本目標

「とちぎで暮らし、長生きしてよかったと思える社会」の実現

7 県民・事業者等の理解・協力及び県・市町の役割

- (1) 県民の理解・協力
- (2) 事業者・関係団体等の理解・協力
- (3) 県・市町の役割

8 地域共生社会の実現に向けて

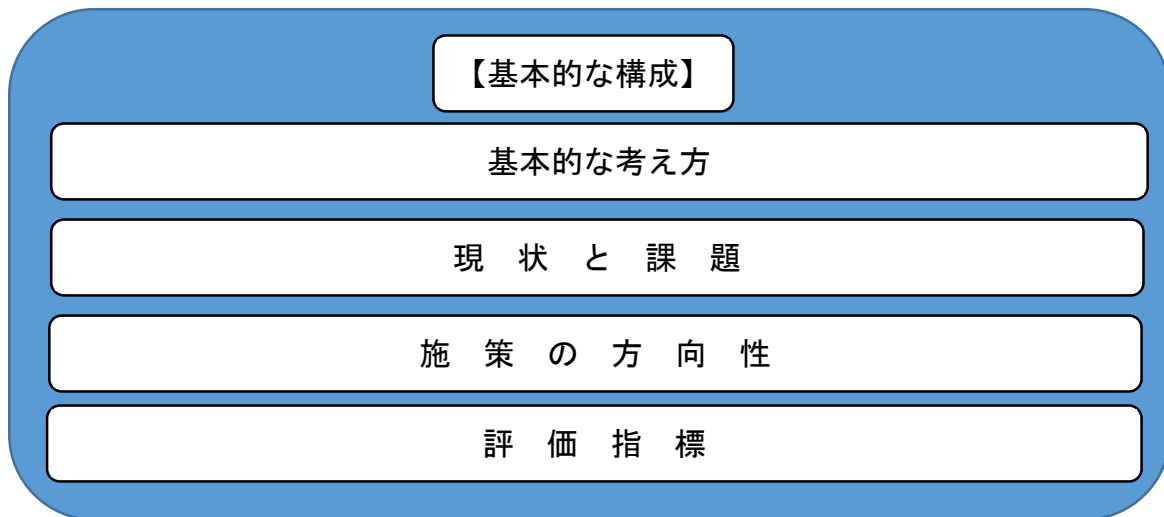
9 施策の体系

- ・体系図
- ・SDGs

第Ⅱ部 各論

※各論の構成について

次ページ以降の各章の骨子（案）に沿って、下記の構成で計画素案を作成する。



○基本的な考え方

各章の概要を記載

○現状と課題

各章ごとの現状と課題を記載

○施策の方向性

課題の解消のために進めていく施策の方向性を記載

○評価指標

目指すべき姿を実現するための施策実現状況等の評価指標を記載

I 施策の方向

第1章 生きがいつくりの推進

(主な内容)

高齢者の生きがいつくりに向けた社会参加の促進や、就業や学習など多様な機会の確保・提供について記載

- 1 社会参加の促進
- 2 就業機会の確保
- 3 学習機会の提供

【検討の方向性】

- ・社会参加の促進や多様な就業及び学習機会の確保・提供を進めるため、市町及び関係機関との連携や関係団体への支援等について検討

第2章 介護予防・日常生活支援の推進

(主な内容)

元気で活動的な高齢期を過ごすための取組の推進と地域での支え合い体制づくりの促進について記載

- 1 健康づくりの推進
 - (1) 健康の**保持・増進**
 - (2) 生活習慣病の**予防及び早期発見の推進**
- 2 介護予防・**フレイル予防**の推進
 - (1) 介護予防事業の推進
 - (2) 予防給付サービスの確保
- 3 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進
- 4 地域における支え合いの推進
 - (1) 生活支援体制整備の推進
 - (2) 支え合い体制づくりの促進
 - (3) **家族介護者への支援**
- 5 地域包括支援センターの機能強化

【検討の方向性】

- ・ **国の基本指針を踏まえ、介護予防や総合事業、生活支援体制整備に係る市町支援について検討**
- ・ **高齢者のフレイル対策について、普及啓発や人材育成等の充実・強化について検討**
- ・ **家族介護者への支援の充実・強化について検討**
- ・ **地域包括支援センターの機能強化に向けた人材育成等について検討**

第3章 介護サービスの充実・強化

(主な内容)

生活環境に応じた介護サービスの基盤整備及び適正な運営のための取組について記載

- 1 介護サービスの基盤整備
 - (1) 在宅サービスの充実
 - (2) 地域密着型サービスの確保
 - (3) 施設・居住系サービスの基盤整備
 - ① 基盤整備の推進
 - ② サービスの質の向上
 - (4) 安心して暮らせる住まいの確保

- 2 介護サービスの適正な運営
 - (1) ケアマネジメントの促進
 - (2) 利用者への情報提供
 - (3) 指導・監査の充実
 - (4) 苦情への的確な対応
 - (5) 介護給付の適正化

- 3 費用負担の適正化

【検討の方向性】

- ・在宅サービスについては、居宅要介護者の様々な介護ニーズに対応できるよう、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護等の地域密着型サービスの更なる普及を検討
- ・施設整備については、中長期的な地域の人口動態、介護ニーズの見込み、有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅の設置状況等を勘案して計画を策定

第4章 在宅医療・介護連携の推進

(主な内容)

住み慣れた地域で暮らしていくため、在宅医療・介護連携に係る人材確保・育成や在宅医療提供体制の整備等について記載

- 1 在宅医療・介護連携に係る普及啓発
- 2 在宅医療・介護連携に係る人材確保・育成
- 3 在宅医療提供体制の整備

【検討の方向性】

- ・医療と介護の効率的かつ効果的な提供体制の確保に向け、「栃木県保健医療計画（在宅医療分野）」と調和を図りながら検討

第5章 認知症施策の推進

(主な内容)

認知症の方やその家族の視点を重視し、認知症になっても**尊厳を保持しつつ、希望を持って暮らすことができる共生社会の実現**に向けた取組について記載

- 1 認知症に関する理解の促進と本人・家族への支援
- 2 認知症の早期発見・早期対応に向けた体制の構築
- 3 認知症対応力の向上
- 4 若年性認知症への対応

【検討の方向性】

- ・ 認知症施策推進大綱の**中間評価**を踏まえ、認知症本人の視点に立った普及啓発や本人発信支援等の更なる取組について検討
- ・ 認知症基本法の施行に合わせて国が策定する認知症施策推進基本計画の動向にも注視していく

第6章 介護人材の確保・育成

(主な内容)

各種サービスを支える人材の確保・育成について記載

- 1 多様な人材の確保
- 2 人材の育成・資質の向上
- 3 労働環境・処遇の改善

【検討の方向性】

- ・外国人や高齢者の活用を含む多様な人材の確保及び育成、離職防止・定着のための取組について検討
- ・介護現場の生産性向上に資する取組について検討

第7章 安全・安心な暮らしの確保

(主な内容)

住み慣れた地域で安全・安心に暮らしていくための相談体制の充実や安全対策、
高齢者施設の防災対策及び感染症対策に係る業務継続計画(BCP)の策定等について記載

- 1 相談体制の充実
- 2 権利擁護事業の推進
- 3 高齢者虐待防止対策の推進
- 4 日常生活の安全・安心対策
 - (1) 消費者被害防止対策
 - (2) 交通安全対策
 - (3) 防災対策
 - (4) 感染症対策

Ⅱ 施設・居住系サービスの基盤整備計画（2024年度～26年度）

（主な内容）

施設・居住系サービスの今後3年間の整備計画数を記載。

- ・ 特別養護老人ホーム
- ・ 介護老人保健施設
- ・ 認知症高齢者グループホーム
- ・ 特定施設入居者生活介護事業所の指定を受けた混合型特定施設の定員総数

Ⅲ 圏域別・市町別計画

（主な内容）

市町別の高齢者人口・サービス見込量等の推計や保険料、各圏域の現状について記載

- 1 高齢者人口・サービス見込量等の推計
- 2 市町村別介護保険料 平均月額の推移
- 3 各圏域の現状